

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	424	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工業用水の用途拡大に関する規制緩和				
提案団体	熊本県、福岡県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続が供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。

植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。

工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。

雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。

【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。

### 根拠法令等

工業用水道事業法第2条  
河川法第23条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	70	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	改良住宅の譲渡処分に必要な国の承認権限を都道府県へ移譲				
提案団体	草津市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

#### ①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲

公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。

#### ②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保

改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日建設省住整発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

草津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。

ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡を受けることを取りやめしてしまうことを危惧している。

この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。

#### 【制度改正の効果】

期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれが低減し、譲渡がより推進されやすくなる。

また、耐用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考えられる。

### 根拠法令等

住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	409	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。

しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。

ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々が充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政庁業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。

### 根拠法令等

建築基準法第4条第3項、同法第97条の3

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	35	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定義務の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したもの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という。)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとされており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも「後追い計画」との批判が多い。

なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規正法の総合調整機能を果たしている。

#### 【支障事例】

以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかけると必要のない1ha未満の計画図変更についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)に当たり、多大な事務量が生じている。

### 根拠法令等

国土利用計画法第9条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	176	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告へ変更する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要している。

具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議を、①市町村意見聴取→②国への意見聴取(国意見の計画への反映)→③審議会諮問→④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1か月間の期間短縮が図られる。

#### 【制度改正の必要性】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会意見が付された場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考えられる。

### 根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、14項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	246	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)

協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。

#### 【懸念の解消】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。

事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。

### 根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	718	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更				
提案団体	栃木県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくなったことによる農業地域の縮小(市街化区域編入)、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。

土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。

#### 【支障事例】

計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。

(※)提出書類:変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果

### 根拠法令等

国土利用計画法第9条第14項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	820	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の経緯】

土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。

#### 【支障事例】

この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。

また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。

#### 【制度改正の必要性】

国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。

### 根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	967	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。

#### 【懸念の解消】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。

事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。

### 根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	36	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用審査会委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会との均衡を失っている。

#### 【現行制度の支障事例】

議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

### 根拠法令等

国土利用計画法  
第39条第4項、第7項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	81	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲				
提案団体	松前町				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。

そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。

都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。

また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。

もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものとする。

そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。

#### 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】

区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。

### 根拠法令等

都市計画法第15条第1項第2号

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	82	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲				
提案団体	新座市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができなければ、適切に決定又は変更をすることは困難と思われる。

また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。

よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。

#### 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】

なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。

### 根拠法令等

都市計画法第15条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	658	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲				
提案団体	八王子市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。

【支障事例】首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原愛川インター間の開通に伴い東名高速道路、中央自動車道及び関越自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インター近くの約172ヘクタールについて、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入をする予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転換期を迎えるとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。

【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特質を活かした土地利用の誘導等が可能になる。

【懸念の解消策】懸念は特になし。

### 根拠法令等

都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	839	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲				
提案団体	茨城町				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。  
現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の实情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。

### 具体的な支障事例、地域の实情を踏まえた必要性等

【本町の可能性】  
本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたポテンシャルの高い町として、県央地域の重要な地位を占めつつあります。

【制度改革の必要性】高度成長期につくられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地活用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地活用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。

【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。

【まとめ】  
については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。

### 根拠法令等

都市計画法第15条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	875	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行制度の支障事例】

少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りをかけ、緊急的に各種施策に取り組むことが必要である。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町村との調整等に多大な時間を要することになる。

また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。

ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。

#### 【制度改正による効果】

この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。

### 根拠法令等

都市計画法15条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	171	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等)

このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【具体的な支障事例】

都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。

#### 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】

当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既にも上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと。

「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。

これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。

### 根拠法令等

都市計画法第18条第3項  
都市計画法施行令12条第4号イ及びホ



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	965	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等)このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【具体的な支障事例】

都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。

#### 【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】

当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既にも上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」「(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し中国地方知事会としては、国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。

これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。

### 根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	704	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【規制緩和の必要性】

都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。

しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事案であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事案及びその理由は別紙のとおり)

#### 【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】

平成10年度から平成21年度:7件

申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。

### 根拠法令等

都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	175	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	鳥取県・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。

【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。

### 根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	249	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ諮ることができなかった。)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。

#### 【懸念の解消】

国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。

### 根拠法令等

都市計画法施行令第12条第1号及び第2号

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	599	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	京都府・大阪府・徳島県・鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5～7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。

#### 【廃止を求める理由】

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。また、「区域区分」に関しても、市街化調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。

### 根拠法令等

都市計画法第18条第3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	676	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画の決定に際する国への協議、同意の廃止

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

第1次勧告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整開保」という。)の大臣同意は区域区分の方針に係る部分を除き不要とすべきとしている。

整開保、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の実情にあった計画であるべきだが、国の関与が必要なため、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続を進める上でも支障となっている。

#### 【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】

##### ①整開保及び区域区分について

以前は大規模開発の影響から当制度の意義が大きかったが、現在は一般的に市街化調整区域の開発制限のため、国の施策の実現ができない恐れはないと考えることに加え、必要があると認めるときは、都市計画法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。

また、農林漁業との調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な許可手続を経れば足りると考える。

##### ②近郊緑地特別保全地区について

近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域・保全計画との整合性や交付金活用等との調整はあるが、都市計画としては他の特別緑地保全地区と同様と考えるため。

#### 【法改正イメージ】

都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「但し、法第6条の2の規定は、適用しない。」を追加する。

### 根拠法令等

都市計画法第6条の2、第7条、第18条、第87条の2

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	804	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】大阪府				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上同意が必要とされている。

【提案内容】道路(高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路)、空港(関西国際空港)、河川(1級)など県域を越え、広域的見地から確認が必要な施設は国の利害に重大な関係があるため協議等は必要であるが、それ以外の都市計画は以下の観点から廃止を求める。

【廃止を求める理由】

- ① 住民に身近な所で都市計画決定すべき
  - ・多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能
  - ・地域の実情に合った創意工夫により豊かな暮らしの実現が可能
- ② 地方自治体の基盤強化に繋がる
  - ・多種多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される
- ③ 迅速な意思決定による業務効率の向上
  - ・意思決定に要する時間を短縮し多様なニーズへの迅速な対応が可能

【廃止対象都市計画及び国の利害に重大な関係がないと判断した理由】

- ① 区域区分: 一府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能
- ② 都市再生特別地区: 都市再生特別措置法に定める都市再生緊急整備地域指定等の諸手続の中で、国の経済政策に即した施策展開が図られるよう十分に担保されており、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う都市再生特別地区について改めての大臣協議等は不要
- ③ 臨港地区: 港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要
- ④ 近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別地区: 区域が限定的で一府県内で完結するため、府県の都市部局と関係部局との調整等で適切に対応可能

### 根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	805	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省、農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。

#### 【支障事例・改正による効果】

農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。

#### 【改正後の対応】

なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。  
(大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。)

#### 【本県における協議状況】

区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度)

平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議)

平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議)

平成21年4月28日 変更告示

### 根拠法令等

都市計画法第23条第1項



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	966	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【具体的な支障事例】

都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。

#### 【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】

当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既にも上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」（以下「標準処理期間通知」という。）において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。

### 根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	209	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できることとする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。

#### 【具体的な支障事例】

県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増えている。

市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行いたい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。

#### 【制度改正による効果】

人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができる。

### 根拠法令等

都市計画法第19条第3項、第21条第2項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	434	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【提案概要】

都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかるものを除いて、都市計画区域マスタープラン決定権限が指定都市に移譲されることとなった。このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画道路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。

#### 【支障事例】

各都市計画案件ごとに下協議1か月＋本協議3週間＝合計約2か月の期間を要している。年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。

### 根拠法令等

都市計画法第19条3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	253	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発審査会設置の主体の拡大				
提案団体	高岡市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の定めにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されているところ。

市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものであるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発審議会(同法第78条)の議を経て、同号に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。

#### 【制度改正の内容】

開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り計らうことができることとすることが望ましい。

現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。

### 根拠法令等

【都市計画法】・第78条第1項  
【開発許可制度運用方針】・Ⅱ-3

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	395	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては引き続き、東京都に残されたままとなっている。

用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関わることができない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より臨機に円滑な指定が可能となる。

#### 【懸念に対する方策】

東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や都、関係自治体との協議により確保が可能である。

このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。

また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。

※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」については、別紙に記載。

※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所):大手町・丸の内・有楽町地区

※東京都における「高層住居誘導地区」(2か所) :港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区

### 根拠法令等

都市計画法第87条の3第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	406	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。

※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都においては実績がない。

特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体としての屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。

#### 【現行制度で対応困難な理由】

条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都景観は一体的に統制されるべきと考えている。また、地方都市と異なり街並みの連続性があるため、区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。

### 根拠法令等

屋外広告物法26条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	50	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。このため、都市施設の位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要があると認めるとき」に実施する旨の規程に改めるべき。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】  
おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。

【支障事例】  
例えば、本県では、5年をかけて全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。

【求める措置内容】  
しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市施設や土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。

### 根拠法令等

都市計画法第6条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	93	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

都市計画運用指針において『都市計画の決定に当たっては、市町村が中心となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている』こと、並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。

#### 【支障事例】

新潟県の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査ボリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているのが実態である。

人口調査など調査区分の設定は関係市町のものをもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、調査区分による人口データをGIS対応の成果データとしたかったが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかった事例がある。

#### 【制度改正の効果】

指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。

#### 【懸念に対する方策】

都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。

権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。

### 根拠法令等

都市計画法第6条、都市計画運用指針「Ⅲ－2運用に当たっての基本的考え方 2市町村の主体性と広域的な調整」



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	598	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し				
提案団体	京都府・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の内容】

都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。

#### 【具体的な支障事例】

事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。

### 根拠法令等

都市計画法第6条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	670	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化				
提案団体	堺市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)に即して行わなければならない。

広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものをベースに調整する必要がある。

制度上、法第15条の2の申出、法第18条の意見聴取、法第87条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。

#### 【制度改正の必要性】

一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。

同じ指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。

#### 【制度改正の内容】

一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。

### 根拠法令等

都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第87条の2

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	713	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【法改正による規制強化】

都市計画法第29条(43条)においては、線引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。

#### 【今後の懸念】

今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局:県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ヶ月毎を予定としており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発権者が許可妥当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。

#### 【制度改正の必要性】

市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。

### 根拠法令等

都市計画法第29条及び43条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	674	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現在指定都市が都道府県知事の認可を受けて施行することになっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【具体的な支障事例】

都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることから、都市計画と事業の認可は一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築局都市計画課)が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。

#### 【懸念に対する方策】

都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。

#### 【法改正イメージ】

都市計画法第87条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。

### 根拠法令等

都市計画法第59条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	83	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲				
提案団体	新座市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。

本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定換地割込みを行っている。

しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業に遅れが生じた場合、進出企業の撤退等を誘因するとともに、関係地権者の意欲低下につながる懸念される。

このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が速やかに行われる必要がある。

なお、地方公共団体施行の土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的なニーズは高いと推察される。

以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。

#### 【過去の議論を踏まえた検討】

設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に認可の権限が移譲されており、市は省令第9条等に基づいて審査し、認可事務を行っている。

また、事業計画については、設計の概要を含め公衆の縦覧に供し(法第55条第1項)、利害関係者は意見書を提出することができ(同条第2項)、当該意見書については都市計画審議会に付議しなければならない(同条第3項)こととなっており、利害関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で定めるものではない。

### 根拠法令等

土地区画整理法第52条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	405	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村施行を除き、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。

※その他(特記事項)のとおり「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされたい。

#### 【制度改正の効果等】

権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの経由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地元市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。過小床基準を速やかに判断できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。」といった事務処理が効率化されることが見込まれる。

また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。

※その他(特記事項)のとおり、「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。

### 根拠法令等

都市再開発法第7条の9、第11条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	48	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化している上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、期間の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に利活用をしていくことができる。

#### 【事情変更(現行制度の支障事例)】

企業との交渉端緒において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)が必要であることを説明すると、調達コストの見通し・出店計画など経営判断に時間を要することになり、進出をためらう要因となっている。標準ガイドラインのなお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。

また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別的判断が必要な事例もある。

### 根拠法令等

公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	215	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしている場合は不要とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」(法第2条関係)の添付図書において、当該願書中「3 埋立地の用途」の概要(権利移転の予定を含む)が判明する資料を添付しており、分譲埋立てとして権利移転を含めて認可を得ていても、実際の権利移転の際に国土交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が二重となっている。このため、免許の出願内容どおりに権利移転する場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。

### 根拠法令等

公有水面埋立法第27条第3項



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	803	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立ての場合は、埋立に関する工事竣工の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要とされている。

当該協議に係る審査内容は、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等で、都道府県が行う許可基準と同じであって重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2～3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行ううえで支障が生じている。

#### 【制度改正の必要性】

港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止することにより、用地の売却・貸付、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。

### 根拠法令等

公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	49	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化してる上、経営判断が迅速化している。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に利活用をしていくことができる。

#### 【事情変更(現行制度の支障事例)】

標準ガイドラインによると4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)を要することとされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かつ柔軟な対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を逸する原因となる。

### 根拠法令等

港湾法第58条第3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	408	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	生産緑地指定下限面積の廃止				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。

大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限面積があるので指定が進まない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。

これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実を鑑み、営農者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。

なお、農業者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持って営農に精進できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。

### 根拠法令等

生産緑地法第3条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	827	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

現行制度においては、面積の一団が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ることとなっている。

#### 【支障事例】

複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。

また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ない。

一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開設する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。

このように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。

#### 【提案内容】

そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を賃貸する場合、についても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として収用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。

### 根拠法令等

生産緑地法第3条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	513	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲するべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。

また、船員の職業紹介の国から都道府県に移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲することは船員の失業から就職・定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。

### 根拠法令等

雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当の減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	512	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の船員の住所地である身近な場所で職業紹介を行えるようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、全国一斉の雇用対策が講じられなくなる、ILO条約を守ることができなくなる、という点については、全国知事会が作成した「ハローワークは地方移管でこう変わる」(別添参照)により、解決できるものとする。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。

### 根拠法令等

船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17・18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓等)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	775	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収  
事業者等への指導、公表、助言  
事業者等への勧告、命令

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【現行・支障事例】**  
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

**【改正による効果】**  
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

### 根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	975	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

### 根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	979	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。  
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。  
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。  
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。  
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。  
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

### 根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	776	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収  
事業者等への指導、助言  
事業者等への勧告、公表、命令

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行・支障事例】

本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

#### 【改正による効果】

都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。

### 根拠法令等

資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	368	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省				

### 求める措置の具体的内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

### 根拠法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	510	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省、経済産業省、農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。

国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。

そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。

なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。

### 根拠法令等

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	18	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化				
提案団体	狛江市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

用途地域等の制限緩和する場合、現状国の承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について国への報告とすることで、市の土地利用を有効活用できるようにする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

市内において特別用途地区の手法を活用し、土地を有効に活用していきたいと考えている。  
狛江市の玄関口である狛江駅北口は、再開発事業により駅前広場など整備されているが、南口については基盤の整備も進んでいない。  
狛江駅の再開発事業を検討する中で、様々な手法が考えられる。都市計画事業として開発を行うことも1つであるが、住民発意による地区計画の設定や特別用途地区を設定し商店を呼び込み、狛江独自のまちづくりを推進することもできると考えている。

#### 【制度改正の内容】

建築基準法第49条第2項の国土交通大臣の承認を規制緩和をしていただき報告とすることで、手続きの時間を短縮し、地元住民との調整など市民との協働の時間に活用したい。

### 根拠法令等

建築基準法第49条第2項  
都市計画法第8条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	786	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっては都道府県との協議(町村にあつては同意)で足りることとされている。

#### 【制度改正の必要性】

これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。

#### 【改正による効果】

建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。

### 根拠法令等

建築基準法第49条第2項、第68条の2第5項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	787	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

市町村の条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっては都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることとされている。

#### 【制度改正の必要性】

これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。

#### 【改正による効果】

建築基準法第3条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。

今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。

また、景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和についても、伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することとし、これにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。

### 根拠法令等

建築基準法第85条の2、第85条の3

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	788	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造方法などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

超高層建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保について、建築物ごとに構造方法等を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】建築基準法に定めていない特殊な建築材料や構造方法などの認定(構造方法等の認定)については、国土交通大臣はその性能を評価し、その結果に基づき審査することとされており、その審査に必要な評価を指定性能評価機関に行わせている。

【支障事例】例えば、兵庫県立芸術文化センター建設時において、大規模な空間を確保するため、法の認定が必要な避難安全検証法に基づく設計としたため、国への認定手続きに時間を要した。

【移譲による効果】認定対象となる構造方法等のうち、「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」は、①建築物等ごとの個別検証となること、②民間の性能評価機関において性能評価の実務が行われていることから、都道府県知事の認定とすることが可能で、かつ認定に要する期間の短縮を図ることができる。

＜認定対象となる構造方法等のうち、移譲を求めるもの＞

- ・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号)
- ・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項)
- ・避難安全検証の認定(第129条の2第1項及び第129条の2の2第1項)
- ・煙突の認定(構造耐力)(第139条第1項第3号及び第4号口)
- ・鉄筋コンクリート造の柱等の認定(構造耐力)(第140条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口)
- ・広告塔又は高架水槽等の認定(構造耐力)(第141条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口)
- ・乗用エレベーター又はエスカレーターの認定(構造耐力)(第143条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口)
- ・遊戯施設の認定(構造耐力)(第144条第1項第1号口及びハ(2))

### 根拠法令等

建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号口(令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項、において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号口及びハ(2)



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	330	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和				
提案団体	八幡市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

建築基準法48条別表2の(へ)欄2項及び(と)欄2項、「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの」に「(学校の給食調理室を除く)」を加える。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【提案の内容】

学校内または学校敷地内に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場を住居系地域においても建築できるように提案するものです。

新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図れるものと考えます。また、既存の給食調理室を利用するため、近隣環境への影響は少ないと考えます。

#### 【制度改正の必要性及び現行制度で対応困難な理由】

本市では、実施していなかった中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしています。実施方法として、自校方式、共同調理場方式、親子方式等がありますが、この内、児童数の減少で調理能力に余裕がある既存の小学校の調理場で調理する親子方式が、既存施設の有効活用や経費の軽減などから、有力な候補と考えています。しかし、親子方式は用途が工場として取り扱われるため、住居系の用途地域では建築基準法に抵触します。例外規定により、個別に建築許可を得る方法がありますが、許可を担保されたものではありません。給食の実施方法の検討等を複数年かけ、市民や議会に報告し、予算の計上ができても、最終的に建築審査会の同意が得られずに不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。

### 根拠法令等

建築基準法48条別表2

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	602	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準の緩和				
提案団体	宮津市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の内容】

用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。

#### 【現行制度で対応困難な理由】

建築基準法第48条第14号の規定では、前各項のただし書きの規定による制限建築物の建築を許可する場合においては、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならないとある。このような手続きに関しては、時間がかかり必要となり、また、建築の許可もおりるとは限らないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。

#### 【具体的な支障事例】

当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来している。

### 根拠法令等

建築基準法第48条第14号

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	397	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置する市が行うこととされているが、特別区においては都区双方に建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事務以外の事務を特別区の建築主事が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の仕事となっている。

移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。

さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には法の適用は一律であって、事務の実施には問題はない。

以上の観点から、特に都の建築主事でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において実施することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。

また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。

### 根拠法令等

建築基準法第97条の3第1項、2項  
建築基準法施行令第149条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	398	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

特別区の区域内における特定行政庁の事務は、建築基準法施行令第149条第1項に規定する建築物(1万㎡を超える建築物等)については都の事務として、都が処理する事務以外の事務を特別区が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の権限に属しないものとされているため、都の事務となっている。

移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。

さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には許認可の基準は一律であって、事務の実施には問題はない。建築基準法第12条第1項及び第3項の定期報告先を統一し、一元管理することで、事務のスリム化、所有者への利便性の向上と合理的な指導が可能となることから安全性の向上も図られる。

以上の観点から、特に都が特定行政庁として処理する事務でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において処理することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。

また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。

### 根拠法令等

建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項  
建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	459	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。  
住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。  
移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。  
また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。

### 根拠法令等

道路法12条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	460	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。  
住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。  
移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。  
また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。

### 根拠法令等

道路法32条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	61	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。

しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。

複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。

また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。

地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。

全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。

### 根拠法令等

道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	700	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲				
提案団体	大阪府				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。

しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。

複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正のメリット】

道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。

#### 【地域の実情を踏まえた必要性】

また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい<sup>が</sup>、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなる<sup>とともに</sup>、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。

地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨る直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。

#### 【懸念の解消策】

全国知事会(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨るものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。

### 根拠法令等

道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	829	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。

しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。

複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。

また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。

地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。

全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。

### 根拠法令等

道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	697	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置				
提案団体	大阪府				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、総務省、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。

移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現状】

「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14『直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)』に対する意見にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところ。

#### 【支障事例】

移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。

#### 【制度改正の必要性】

まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。

### 根拠法令等

地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	769	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。

#### 【制度改正の必要性】

道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体して各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。

また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいのが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。

#### 【改正による効果】

地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。

### 根拠法令等

道路法第12条、第13条、河川法第9条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	821	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化				
提案団体	兵庫県【共同提案】大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とすることにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

公営住宅財産の目的外使用には、国土交通大臣の承認を要することになっている。

#### 【支障事例】

現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放については、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が煩雑となるとともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。

#### 【改正内容】

公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅又は住宅以外の用途として目的外使用する場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱う。

#### 【改正による効果】

社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、事前承認手続を簡素合理化することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。

### 根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	836	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について				
提案団体	三鷹市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。

### 根拠法令等

下水道法第22条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	928	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

#### 【地方移管を求める理由】

県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。

### 根拠法令等

先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	929	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

#### 【地方移管を求める理由】

所管行政庁に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消になる。

### 根拠法令等

耐震対策緊急促進事業制度要綱

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	930	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

#### 【地方移管を求める理由】

県で行っている県営住宅団地再生事業と密接な関係があり、県で実施することにより事業推進効果が期待できる(施設整備に係る部分に限る)。

### 根拠法令等

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	931	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち集約都市形成支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

#### 【地方移管を求める理由】

地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため

### 根拠法令等

集約都市形成支援事業費補助金交付要綱

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	932	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

#### 【地方移管を求める理由】

地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため。

### 根拠法令等

都市安全確保促進事業費補助金交付要綱

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	933	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

#### 【地方移管を求める理由】

県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。

### 根拠法令等

民間まちづくり活動促進事業交付要綱

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	34	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による助成事務の地方運輸局 から都道府県への移譲				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

旅客自動車運送事業に関する許認可等の事務・権限及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による自動車運送事業に対する助成について、地方運輸局から都道府県に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

バス事業の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準算定は国がその役割を担っており、具体の事務は地方運輸局において処理されている。地域住民の足を確保するためのバス路線の確保について、地方の実情に応じた運行維持対策を講じるためには、本来地方がその役割を果たすべきであると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。

なお、移譲にあたっては、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう自動車運送事業に対する助成も含めて、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築をした上で、権限の移譲を行うこと。また、運送事業の許認可等は、法的に様々なケースが想定され専門的な知識や経験を有する職員の育成をする必要があることから、移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援の円滑な業務移譲のため必要な財源措置等を確実に講じていただきたい。

### 根拠法令等

道路運送法4条、9条、11条等  
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	152	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	旅客自動車運送事業にかかる許認可等の権限の地方運輸局から都道府県への移譲				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

2以上の都道府県にまたがる路線を除き、道路運送法に基づく許認可等の権限を都道府県に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

地方と大都市部では公共交通にかかる諸条件が著しく異なることから、道路運送法に基づく事業者の事業計画(路線や営業区間など)の変更などについて、地域の実情に応じてより迅速な対応ができる制度とすることで、事業者の負担を軽減し、住民サービスの向上を図る。ただし、2つ以上の都道府県にまたがる路線については、自治体ごとの対応が異なることも予想されるため、今回は対象外とした。

#### 【効果】

地域の自主性及び自立性を高めることが求められる中、路線や営業区間の変更など旅客自動車運送事業の許認可等に関する業務について、生活交通ネットワーク計画の作成、地域協議会への参画等により地域の交通事情・利用者ニーズについて熟知している都道府県が総合的に実施することで、地域住民及び事業者にとってより身近でかつ迅速な対応が可能となる。

### 根拠法令等

道路運送法第4条、9条、9条の二、9条の三、15条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	265	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持等に限る)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

県内で路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可(バス事業)及び当該自動車運送業に関する助成事務を移譲すること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### <許認可権限について>

【制度改正の必要性等】道路運送法第4、5条等の路線バスの事業経営(路線・営業区域・営業所位置等に関する事業計画)、運賃等に関する許認可及び監査・行政処分権限は国が持っている。

国が持つ許認可及び監査・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。

なお、他都県をまたぐ路線に係る旅客自動車運送事業の許認可については、他都県との調整が必要であるため、引き続き国が広域的な観点から事務をとることが適当と考えられる。

#### <路線維持確保のための補助事業について>

【制度改正の必要性等】バス路線の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。

このため、限界集落のような過疎地域におけるバス路線の新設・変更は、許認可の権限の所在の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。

現在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の廃止に際しては、県が地域協議会を開催し、国、市町村、事業者等と協議・調整を行っている。

そこで、補助事業を県に一元化することにより、許認可事務とも相まって地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。

したがって、地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することが効果的である。

### 根拠法令等

道路運送法第4条、第5条、第9条第1、3、4、5項、第11条第1、3項、第15条第1、3、4項、第15条の2第1、2、3、5項、第15条の3第1、2、3項、第19条、第19条の2、第19条の3、第21条第2項、第22条の2第1、2、3、4、5、7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条、第35条、第36条第1、2項、第37条、第38条第1、2項、第84条、第89条

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	407	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性・支障事例】

これからの高齢者人口の増加や子育て世帯へのさらなる支援が求められる中で、買い物、公共施設利用、通院の移動手段として、バス路線の社会的な需要はさらに増大することが予想される。こうした社会情勢の中、自治体は、バス路線網の充実に向けた取り組みを行っていく必要がある。

現在、運行地域に関わらず、路線バスを運行開始するには、運行するバス事業者が、道路運送法に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書を国土交通省に提出し、審査を経て許可を受ける必要がある。

バス路線は、日々の生活において利用される身近な交通手段であり、地域の要望への対応は、迅速に行われるべきものであるが、現状、許可申請書を提出してから許可が下りるまで相当の時間を要している。また、許可手続きの進捗状況が分からないため、広報誌への掲載手続き等の住民への周知に関する事務手続きに入るタイミングに苦慮しているところである。

こうしたことから、地域の要望に迅速に対応するため、また、地方自治体において実施している住民への周知に関する事務の円滑化、効率化を図るため、運行地域がそれぞれの自治体区域内に限るバス路線の新設や変更等についての運行許可権限は、地域に密着した基礎自治体にあるべきである。

### 根拠法令等

道路運送法第4条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	54	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	市町村運営有償運送(交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加ならびに自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)の用途に旅行者の輸送を追加				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

過疎地域における市町村運営有償運送の交通空白輸送について、路線を定めなくとも可能とする。  
過疎地有償輸送について、実施主体に市町村を追加する。  
また、用途に旅行者の輸送を追加する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

市町村運営有償運送については、デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める必要がある。そのため、事務が煩雑であるとともに、点在する住宅の高齢者に対して弾力的なドア・ツー・ドアのサービスを行うことができない。また、路線を定める必要がない過疎地域有償運送については、運営主体は「特定非営利活動法人等」とされており、市町村が主体となることができない。過疎地域においては、健全な高齢者向けにドア・ツー・ドアのサービスを行いたい、採算性の問題等で商工会などの参入が見込めない場合、市町村が主体となることも検討する必要がある。また、利用者は当該地域内の住民等に限定されているが、自家用車を持たない旅行者にも過疎山村を訪れていただく機会を増やすため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。

#### 【求める措置内容】

については、交通手段の限られた過疎地域において、市町村運営有償運送について、路線を定めなくとも可能とするか、又は過疎地有償運送の対象に市町村を追加する必要がある。また、自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)用途に旅行者の輸送を追加する必要がある。これにより高齢者等に対するきめこまかな対応を実現するとともに、誘客の可能性を広げることができる。

### 根拠法令等

道路運送法第78条第1項第2号、道路運送法施行規則第49条第1号、2号、第51条の2第1号等、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15)



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	325	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る要件の緩和				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る運営協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号のただし書きとして、市町村又は市町村が承認する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現状】

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、中山間地域等交通空白地域における高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

平成18年の道路運送法改正により自家用有償旅客運送が制度化されたが、次の支障事例のとおり地域の実情を踏まえた円滑な実施が困難となっている。

#### 【支障事例・効果】

①過疎地有償運送について、道路運送法第79条の4により国土交通大臣は運営協議会で協議が調っていない場合、自家用有償旅客運送者の登録を拒否することとされているが、運営協議会は実質的に利害調整の場となり合意形成が困難②「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」において、対価設定について、実費の範囲内であること、営利目的としていないと認められない妥当な範囲内であることとし、具体的には、当該地域におけるタクシーの上限運賃の2分の1の範囲内であることを目安とされているが、資金の脆弱な運送実施主体では採算性確保されない等、不合理なケースが存在する。

については、過疎地有償運送の実施にあたっては、運営協議会における合意形成要件を廃し、採算性を考慮した対価設定を可能にする等、市町村の責任、裁量による事業実施ができるよう要望する。

#### 【更に制度改正が必要と考えられる根拠】

「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会 検討会最終とりまとめ」において、運営協議会の合意形成の手法として、「利害調整ではなく関係者間の認識の共有により合意形成の円滑化に資する雰囲気を作られることを徹底すべき」とされるが、構成員に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成が困難となることが危惧される。

### 根拠法令等

道路運送法第79条の4第1項第5号、  
道路運送法施行規則第51条の7及び第51条の8、  
「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、  
「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、  
「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(H18.9.15自動車交通局長通達)」

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	575	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。

- ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下→規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。
- ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。
- ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】  
大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。  
道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。

【制度改正の必要性】  
権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。  
既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。  
現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。  
また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。  
地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。

### 根拠法令等

道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	47	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾区域と臨港地区を外れて整備される港湾施設において、国が、港湾計画策定時又は補助採択時に建設を了承したものは大臣の施設認定は適用除外とすべき。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現状】

港湾施設は、港湾法第2条第5項の規定で、港湾区域(いわゆる水域)及び臨港地区内に存することが要件となっている。このため、同条第6項で、「港湾区域及び臨港地区内でないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす」と規定されている。(施設認定)

#### 【支障事例について】

別紙のとおり

#### 【制度改正の必要性】

港湾事業で設置する施設は港湾施設とみなされることが必要であるが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、認定を受けるまでに事前審査を含め約2～3ヶ月を要することとなっている。このため、港湾計画又は補助採択時に国が建設を了承した施設については、施設認定を適用除外することとすれば、事業の円滑化に大きく寄与するものと考えられる。

#### <適用除外すべきと考える理由>

現在、港湾施設の整備にあたり、港湾区域及び臨港地区に納めることができない場合は、港湾管理者としては施設認定で対応せざるを得ないが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるのが実情である。港湾計画上で位置づけがなされた区域や補助事業認可申請において、港湾計画、補助申請をもって施設認定を兼ねることとすれば、事業の円滑化に寄与するものとする。

### 根拠法令等

港湾法第2条第6項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	303	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の一部廃止				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾法第2条第6項に規定されている国土交通大臣の認定について、条件を満たしている場合は不要とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【提案事項・支障事例】

従来港湾区域であった水域が公有水面の埋立てにより土地となり、しかも臨港地区が設定されていない場合には、その区域内の施設はそのままでは港湾施設ではないとされており、供用を開始するためには、国の機関が直轄工事で建設した施設等であっても、当該施設を臨港地区に指定するか、港湾管理者(県)から国土交通大臣に港湾施設に認定するよう申請する必要がある。

臨港地区への指定については、埋立てた(土地となった)後、原則として地方港湾審議会に諮問し、都市計画区域内であれば都市計画法に基づく臨港地区の指定手続きが必要となり、加えて埋立竣功後面積と字界が決定しないと指定できないため、完成から臨港地区への指定(供用開始)まで多大な時間を要する。よって、埋立て前に事前の協議を進めることができる国土交通大臣への港湾施設に係る認定申請をした方が、迅速な供用開始ができる。

このため、国土交通大臣の認定が必要とされているもののうち、国の機関による直轄工事や国の機関がその必要性を認め都道府県が補助事業等で建設した施設については、既に港湾施設としての条件が認められたものとして、あらためての協議を不要としていただきたい。

協議が不要となれば、認定申請のために必要とされる埋立竣功書類に係る事務作業が軽減されるとともに、事前協議から認定までに少なくとも6ヶ月程度時間を要しているところ、この分の期間が短縮されることとなる。

### 根拠法令等

港湾法第2条第6項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	597	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止				
提案団体	京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾施設に係る国土交通省大臣の認定を廃止する

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性・支障事例】

港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、国とも十分協議の上、整備建設されるものである。このため、改めて施設認定の手続きを行うことは、事務的にも二度手間であり、廃止を求める。

平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しについて、通知があったところではあるが、当該見直しは、従来よりも早い段階で施設認定手続きを開始するというものであり、上述のように前段階で了承されているものについて、申請することは二度手間であることに変わりはなく、事務的な負担がある。

また、義務付け・枠付けの第4次見直しにより、標準処理期間は事前調整2月、申請後1月と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6月を要した事例があるなど、未だに協議に時間を要している。

### 根拠法令等

港湾法第2条第6項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	810	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

- ・国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の同意権限を都道府県に移譲することを求める。
- ・都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更にあたっての国土交通大臣への届出を廃止することを求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び都道府県管理の避難港の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣への届出が必要とされている。

#### 【制度改正の必要性】

新設、変更にあたっては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議会の議決を経ており、港湾管理者による十分な内容確認が実施されているものである。

#### 【改正による効果】

この同意には事前協議から約1年程度の期間を要することから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、港湾施設利用者の利便性の向上につながる。

### 根拠法令等

港湾法第4条第4項、同条第8項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	811	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要があるが、この認定権限を国土交通大臣から都道府県へ移譲することを求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行】

港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。

#### 【制度改正の必要性】

県に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。

#### 【支障事例・効果】

港湾区域及び臨港地区内にない施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。

### 根拠法令等

港湾法第2条第5項、第6項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	62	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省(観光庁)				

### 求める措置の具体的内容

観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。  
また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。

現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。

### 根拠法令等

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」  
第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	830	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から関西広域連合への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省(観光庁)				

### 求める措置の具体的内容

観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。  
また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。  
現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。

### 根拠法令等

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」  
第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	509	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省(観光庁)				

### 求める措置の具体的内容

現在、国と地方が連携して実施している国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲することで、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

ビジット・ジャパン地方連携事業は、民間を主体とした組織等が実施しようとする事業のうち、広域的・効果的な訪日旅行を促進する事業であり、地方自治体等と負担を共有して実施するもの。  
民間を主体とした組織等と、産業振興等の施策で日ごろから密接に連携する都道府県が単独で連携主体となることで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた(他の企業・団体との橋渡し等)連携が可能になると考える。  
現在、ビジット・ジャパン地方連携事業は、都道府県域を越えた広域で取り組む訪日プロモーションを実施しているが、自治体の広域連携の枠組みでも実施が可能のため、国の直接的な関与を求める必要はない。  
また、国の関与があることで、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されることが想定されるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。

### 根拠法令等

- ・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	458	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に移譲すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の執行に支障をきたす。

この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより密に市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。

### 根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  
地域公共交通活性化・再生総合事業交付要綱  
地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 検討要請項目

管理番号	475	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通確保維持事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持事業補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に委譲する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。

地域公共交通確保維持事業補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通確保維持事業の執行に支障をきたす。

この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。

### 根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱  
地域公共交通確保維持改善事業実施要領